

島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用したイベント企画・運営業務 委託仕様書（提案競技用）

1. 業務名

島根県観光キャラクター「しまねっこ」を活用したイベント企画・運営業務

2. 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日

3. 目的

島根県観光キャラクター「しまねっこ」をメインとした、「しまねっこ」とコミュニケーションを図ることができる集客イベントを実施することにより、これまで応援いただいているファンやキャラクターと交流するとともに、しまねっこをきっかけとする本県の新たなファン獲得、誘客促進及び効果的な情報発信を図る。

4. 委託料上限

8, 217千円（消費税及び地方消費税込み）

※上記委託料には、会場及び備品使用料をはじめ、企画提案書に基づく業務に係る費用全てを含む。

5. イベント概要

(1) イベント名称

しまねっこまつり2026

※企画内容に沿ったサブタイトルを設定すること。

(2) ターゲット

県内外のファミリー層・パートナー層・若者層、県内外キャラクターファン

(3) 目標集客数

1万5千人

(4) 開催会場

くにびきメッセ 大展示場 全面（松江市学園南1丁目2-1）

※上記会場に加え、周辺施設の併用も提案可能とする。

※ステージイベントの動画配信等、一部オンライン併用も提案可能とする

(5) 日程

準備：令和8年9月21日（月・祝）

本番：令和8年9月22日（火・祝）

(6) 入場料

無料とする。

6. 委託業務の内容

イベント実施に係る企画、制作、演出、運営及び付随する業務一式を委託する。なお、受託者は、業務遂行の全過程において主体的に業務を実施し、進捗管理を行うとともに、県との調整及び打ち合わせを密に行うこと。

(1) イベントの企画

① イベント全体の企画

- ・しまねっこを主役とした集客力のあるキャラクターイベントを提案すること。
- ・集客の柱となるテーマを設定し、当該テーマに沿った企画、広報、各種媒体制作等を一体的に行うこと。（例えば、お祭り、テーマパーク、運動会等が考えられる。）
- ・しまねっこ及び島根県の魅力をPRすることにより、誘客促進につながる企画とすること。
- ・しまねっこのイメージを逸脱しないような企画内容とすること。

② メインイベントの企画

下記コンテンツを中心に、設定したテーマに沿った企画を提案すること。なお、しまねっこのファン以外も楽しめる内容を前提とし、新規性のある企画を提案すること。

- ・しまねっこや他のご当地キャラクターによるPRステージ
- ・キャラクターの対決、チャレンジステージ
- ・しまねっこの魅力や特技を活かした、ゲストとのコラボパフォーマンス
(過去開催時には、石見神楽、三刀屋太鼓、マーチングバンドとコラボしたパフォーマンスを行った。)
- ・キャラクターによる会場全体を使用した企画(パレード等)

③ ご当地キャラクター及びゲストの招聘

- ・ご当地キャラクターを20キャラ以上(うち県外キャラクター10キャラ以上)招聘すること。なお、昨年度の「しまねっこまつり2025」に出演したキャラクターや、知名度のあるキャラクター、島根県への誘客が期待できる地域のキャラクター等の招聘を想定している。
- ・審査会において招聘キャラクターの候補を提示すること。
- ・6(1)②のパフォーマンスにかかるゲストの招聘を行うこと。
- ・招聘するご当地キャラクター及びゲストは、県と協議のうえ決定すること。
- ・控室及び駐車場所等の必要な設備を確保すること。
- ・募集、申込受付、経費の支払い等の各種調整を行うこと。なお、ご当地キャラクターの招聘に係る費用については、原則派遣元が負担することとするが、各キャラクターの運用規則上、主催者の負担が必要な場合は、県と協議のうえ招聘の可否を決定すること。

④ ブースの設置

- ・会場内にキャラクターPRブース及び飲食物販ブースを合計30以上設けることとし、出展者の確保及びブースの設置を行うこと。

- ・ 招聘したご当地キャラクター又は当該キャラクターが所属する自治体等のPRブースを設置すること。ただし、ブース出展を希望しない場合はこの限りではない。
- ・ 島根県の特産品や話題性のある商品等を取り扱う飲食物販ブースを設置すること。
- ・ 各ブースには出展者名を表示するパネルを設置するとともに、出展者が希望する備品（机、椅子等）を可能な範囲で手配すること。
- ・ 審査会において、会場のレイアウト案を提示すること。
- ・ ブース設置にあたっては下記の事項に留意すること。

【留意事項】

- ・ ブース出展料は受託者により定めることができるものとする。ただし、ご当地キャラクターのPRブース等、県が指定するブースについては、出展料を免除すること。
- ・ 出展申込受付にあたっては、飲食物を提供する場合の臨時営業届等、関係法令に基づく必要な手続きが完了していることを確認すること。
- ・ 酒類の提供は原則認めない。
- ・ 電気設備の使用、火気の取扱い及び会場内への車両の乗り入れ等については、会場施設（くにびきメッセ）の規則に従うこと。
- ・ 着ぐるみ、ブース運営に係る商品、各種備品等について、前日搬入が可能となるよう、必要な設備及び人員を確保すること。
- ・ ご当地キャラクターのブース周辺において、キャラクターが円滑にグリーティングできるように、導線及び滞留スペースを確保すること。
- ・ 県において、しまねっこ及び県が実施する事業に関連するブースを5ブース程度出展する予定である。

⑤フォトスポットの設置

- ・ 来場記念となるようなフォトスポットを制作し、会場内に設置すること。
- ・ 審査会において素案またはイメージを提示すること。

⑥会場の装飾

- ・ イベント会場に企画内容やテーマに沿った装飾を行うこと。
- ・ 県及び島根県観光連盟が所有している物品（幟、バックパネル等）も活用可能とする。

⑦ノベルティの制作

- ・ 来場者へ配布を想定したノベルティグッズをデザイン、制作すること。
- ・ イベントロゴを用いる等、来場記念となるようなノベルティを制作すること。
- ・ 審査会において素案またはイメージを提示すること。

(2) イベントの運営

①イベント全体の運営

- ・ イベント会場の設営、受付、進行管理、誘導等すべての運営を行うこと。
- ・ 当日の進行や人員配置、各種図面、緊急時連絡先等を記載した運営マニュアルを作成し、関係者及び県との情報共有を図ること。
- ・ 出演者及び出展者用のマニュアルを作成すること。

②会場及び備品の手配

- ・イベント実施に必要な会場、出演者控室、備品（音響機器、スクリーン、机等）、駐車場等の手配を行うこと。なお、出展者が用意する備品についてはこの限りではない。
- ・県において、会場及び備品を下記のとおり仮確保している。企画内容決定に伴い変更が生じた場合は、速やかに県及び一般社団法人くにびきメッセに申し出ること。

	内容	数量	日程
1	くにびきメッセ大展示場	全面	9月21日9時～17時 及び 9月22日7時～18時
2	ヴァンティアンパネル（W1200×D30×H210）	130枚	
3	スタッキングチェア（3連）	40組	
4	スタッキングチェア（単体）	430脚	
5	テーブル（W180×D450×H700）	210台	
6	ステージ（W2000×D1000×H200～1000）	50台	
7	音響・放送機器	1式	
8	ワイヤレスマイクロホン（ハンド型）	3本	
9	ワイヤレスマイクロホン（タイピン型）	3本	
10	スポットライト（東側）	1式	
11	大型映像機器	1式	

※令和8年4月1日からくにびきメッセの施設利用料金が改定されたが、本イベントに係る大展示場の利用については、県において事前申込みを行っているため、改定前の料金が適用される。なお、出演者控室等、県が事前申込みを行っていない施設については改定後の料金が適用されるため、留意すること。

③会場設営及び撤去

- ・イベント実施に必要な設備の搬入、設営及び撤去を行うこと。
- ・出展者が用意する備品については、出展者により配送または持ち込むこととするが、円滑に搬入できるよう、必要な受入体制を整備すること。
- ・前日設営、当日撤去を原則とし、作業スケジュールは県と協議のうえ決定すること。
- ・イベント終了後は必ず原状復帰を行うこととし、会場内構造物の破損や汚れ等が生じた場合は受託者において適切に対応すること。

④会場及び駐車場の管理

- ・会場内にスタッフを配置し、来場者の入場受付、誘導、体調不良者への救急・救護対応を行うとともに、事故やケガ、体調不良等の発生防止に十分配慮すること。
- ・イベント当日の駐車場の管理を行うこと。なお、近隣駐車場の整備、警備員及び誘導スタッフの配置、インターネット等による情報発信等を活用し、交通渋滞の防止に努めることとし、必要に応じて臨時駐車場を手配すること。
- ・運営にあたっては、会場施設（くにびきメッセ）の利用規則を遵守するとともに、必要な法令上の手続きを受託者において行うこと。
- ・来場者数を適切な方法によりカウントし、県に報告すること。

(3) 来場者アンケートの実施

- ・本イベントの満足度を図るための来場者アンケートを実施すること。なお、6(1)⑦に示すノベルティをアンケートの特典としても構わない。
- ・アンケートの設問は県と協議の上設定すること。

(4) イベントの広報

集客目標を達成できるよう、広報物の制作及び各種メディアを活用した効果的なプロモーションを実施すること。なお、島根県内だけでなく、県外からの誘客促進に繋がるプロモーションとすること。

①メインビジュアル及びロゴの制作

- ・イベントのメインビジュアル及びロゴマークを制作すること。
- ・審査会において、素案またはイメージを提示すること。

②各種広報物の制作

- ・チラシ、ポスター、当日パンフレットのデザイン及び制作をすること。
- ・審査会において配布計画を提示すること。

③各種メディアを活用したプロモーション

- ・マスメディアやWeb広告、デジタルサイネージ、しまねっこ公式SNS等を活用した効果的なプロモーションを提案すること。

④特設ページの制作・運営

- ・イベントの告知を目的とした特設ページを制作、運営すること。
- ・特設ページは「しまね観光ナビ」内に作成することとし、アクセス権限の付与及び機密保持については県及び島根県観光連盟の指示に従うこと。

(しまね観光ナビ URL: <https://www.kankou-shimane.com/>)

- ・イベント内容、出演者(キャラクター)情報、ステージスケジュール、当日の会場周辺情報等のコンテンツを随時掲載すること。
- ・イベント終了後、当日の様子や来場者への感謝を伝える開催報告を掲載すること。
- ・ページの制作及び更新、保守管理に係るすべての費用は本委託費に含む。

(5) 独自企画の実施

- ・本業務の目的を達成するために有効な独自の企画を提案すること。例えば、来場者参加型の企画やワークショップの実施、会場内の回遊性向上を図る企画、島根への再訪につながる企画等が考えられる。

(6) その他の留意事項

- ・制作物にしまねっこのイラスト等を使用する場合は、「島根県観光キャラクター『しまねっこ』キャラクター使用に関する要綱」、「島根県観光キャラクター『しまねっこ』使用取扱要領」、「デザインの手引き」、「デザインマニュアル」の内容を遵守するとともに、著作権の帰属先である島根県観光連盟と協議のうえ進めること。

7. 県が行う関連業務への協力体制の構築

- ・県では、しまねっこの着ぐるみ及びSNS運用等のPR活動業務を民間事業者（以下、「しまねっこ事業者」という。）への業務委託により実施している。
- ・本イベントの実施に係るしまねっこの着ぐるみ出演及び公式SNSでの情報発信は、しまねっこ事業者が対応するため、受託者はしまねっこ事業者と協力体制を構築し、イベントに関する事業全体が円滑に進行できるよう努めること。

8. 県との調整

- ・受託者は、業務遂行にあたり、県と定期的な打ち合わせを行うこと。
- ・県との協議、打ち合わせ内容については、受託者において記録を作成し、速やかに県に共有すること。
- ・受託者は、イベント開催に向けた進捗状況を随時県に報告するほか、県から進捗状況の報告を求められた場合には、速やかに対応すること。

9. 著作権等

この契約により作成された成果物にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下同じ。）そのほかの知的財産権は、受託者に帰属する。ただし、委託業務の実施にあたり、委託者から提供を受けた委託者または第三者に著作権が帰属する著作物については、委託者または第三者に著作権が留保されるものとする。

また、受託者が作成した成果物について、委託者は受託者と合意した利用方法に従い使用することとし、受託者はその限りにおいて、著作者人格権を行使しないこととする。

10. 二次使用について

委託者が、本業務において受託者が制作したコンテンツ（作成したデザインデータ、撮影した写真及び動画等）を下記媒体において二次使用する場合は、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。なお、使用期間および媒体の詳細については、委託者と受託者とが協議の上決定する。

- ・観光誘客の目的で、委託者及び委託者が指定した第三者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ、その他委託者が目的達成に効果的と認める媒体

11. 完了報告

受託者は、次の事項を記載した本業務に係る事業完了報告書を、業務完了後速やかに県に提出すること。

- (1) 本業務に要した事業費
- (2) 本業務の実施内容
 - ・実施した企画内容と効果
 - ・イベント当日の写真
 - ・来場者数

- ・制作した広告物（チラシ、ポスター等）一式
- ・来場者アンケートの集計結果
- ・その他本業務において実施した事項

12. その他

- （1）受託者は、本業務の履行にあたり自己の責めに帰すべき事由により県、もしくは来場者その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （2）本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し島根県が承諾した場合はこの限りではない。
- （3）受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らしたり、本業務の履行以外の目的に使用したりしてはならない。本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
- （4）この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて、県と受託者が協議の上定めるものとする。